

質問票に対する回答

⑰ ①～⑱ に該当しないもの

2.大阪府の名称変更について

	質問要旨	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府」は「大阪都」に名称変更するのか。その場合、どのような手続きとなるのか。 ・大阪都への名称変更は必要ない。 ・大阪府の名称を変える場合は住民投票を実施してほしい。 ・大阪府の名称が変わる場合、何かフォロー策とか考えているのか。 	<p>特別区が設置された場合、特別区を包括する大阪府は、法令の適用上、都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都となるためには、別に法律で定める必要があります。</p> <p>特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が実現すれば、大阪府の名称は大阪都がふさわしいとの知事の考えが府議会で示されており、名称変更に向けて取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、名称変更にあたっては、府域全体での住民投票を実施したいとの知事の考えも示されています。 ・大阪府の名称が変わった際の対応については、まだ検討しておりません。 ・なお、特別区設置に伴う区名等の住所変更については、運転免許証や国民健康保険証など、公的なものについてはできる限り手続きが不要となるように関係機関と調整しますが、名刺、封筒にかかる費用などについては、事業者にご負担いただくこととなります。
2	<p>「大阪府」を「大阪都」に名称変更する場合、住民投票が必要と聞いているが、これが否決された場合、大阪市は戻らないのか。</p>	<p>特別区が設置された場合、特別区を包括する大阪府は、法令の適用上、都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都となるためには、別に法律で定める必要があります。</p> <p>特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が実現すれば、大阪府の名称は大阪都がふさわしいとの知事の考えが府議会で示されており、名称変更に向けて取り組んでいきます。</p> <p>特別区設置についての住民投票と都の名称についての住民投票は、一体のものではなくそれぞれ判断をいただくものです。</p> <p>また、現在の法制度においては、特別区が市となる手続きは定められていません。</p>